

議案第 61 号

瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う  
固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税  
免除に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年8月28日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

## 瀬戸内市条例第 号

### 瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税について瀬戸内市税条例（平成16年瀬戸内市条例第51号。以下「税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(特例適用の範囲)

第2条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対し適用する。

(課税免除)

第3条 市長は、前条の規定に該当する固定資産について、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度分に限り、税条例第54条の規定にかかわらず、固定資産税を免除することができる。

(申請書の提出)

第4条 前条の規定による課税免除の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書をその年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (3) 事業の種類
- (4) 固定資産の種類、所在、取得年月日及び取得価額並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工（予定）年月日並びに家屋にあつては種類、構造、延床面積、用途及び竣工（予定）年月日

(5) その他参考となるべき事項

2 市長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査をすることができる。

(変更の届出)

第5条 第3条の規定による固定資産税の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに市長に変更の届出をしなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項のいずれかに変更を生じたとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる事業を休止し、又は廃止したとき。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第6条 第4条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第3条の規定は、適用しない。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、第3条の規定による固定資産税の免除を受けている者が、所得税法（昭和40年法律第33号）第150条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第127条の規定により、青色申告の承認を取り消されることとなった場合、当該取り消されることとなった年又は年度の属する1月1日現在における固定資産税については、第3条の規定にかかわらず、税条例第62条の規定による税率をもって固定資産税を課することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(令和6年3月31日以前の課税免除に関する経過措置)

2 令和6年3月31日以前に瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年瀬戸内市条例第24号）第1条に規定する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除については、同条例の失効後も、なお従前の例による。

(瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

3 瀬戸内市地域経済牽引事業の促進区域に係る固定資産税の特例に関する条例（平成22年瀬戸内市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年瀬戸内市条例第24号）」の次に「及び瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関

する条例（令和6年瀬戸内市条例第 号）」を加える。

（瀬戸内市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正）

- 4 瀬戸内市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（令和元年瀬戸内市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年瀬戸内市条例第24号）」の次に「及び瀬戸内市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和6年瀬戸内市条例第 号）」を加える。

（この条例の失効）

- 5 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 6 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の課税免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。